

長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱

平成20年3月25日 告示第3号

平成22年7月13日 告示第6号

(趣旨)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合長は、後期高齢者医療制度の円滑な運営等に関し、関係者から広く意見を求めるため、長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、これに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保険料及び医療給付に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる委員により、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する委員 4名
- (2) 保険医または保険薬剤師等を代表する委員 3名
- (3) 公益を代表する委員 3名

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は懇話会を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が主宰する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 懇話会の委員の任期は、3年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、長崎県後期高齢者医療広域連合総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月13日告示第6号)

この告示は、平成22年7月16日から施行する。